千葉大学大学院人文社会科学研究科　研究プロジェクト報告書　第 203 集
『哲学的自然主義の諸相の展開』（2011 年）15-20

コンヴェンションと自然
～ウィトゲンシュタインからカベルへ～

入江　俊夫

1.

ウィトゲンシュタインの最初の遺稿管理者の一人である R. Rhees は、G. Pitcher を批判する論文の締めくくりとして「もし彼（Pitcher）が（『哲学的探求』）第 2 部第 XII 章―――この本の理解のために最も重要な短い言明―――を研究していたら、J. L. Austin のやっていることとどれほど隔たっているかということがわかったかもしれない[1]」というコメントを残している。この章は、「概念形成が自然の事実から説明できるとすれば、そのときわれわれは文法の代わりに、自然の中で文法の基礎になっているものに関心を抱くべきではないのか？」という問いで始まり、概念の形成ということを取り扱うために自然の事実を参照することの意味について論じている 3 つの所見から成る短い章であり、最後は「概念を画法と比較せよ。我々の画法ですら恣意的なのか。我々は好みに応じてその一つを選べるのか。（たとえば、エジプト人の画法を。）それとも、そこでは単にきれいと醜いだけが問題になっているのか。」という所見で終わっている。（以下、この最後の所見を「画法との比較を勧める所見」と呼ぶことにする。）

ウィトゲンシュタインが概念を受け入れること・概念を持つことを正誤の問題ではない、と考えていたことは本当である。だが、彼は、概念に関する彼の哲学的解明を日常言語の慣行に基づけたわけもなければ、数学の哲学において根元的規約主義の立場を取っていたわけでもない。このことを理解するためには、Rhees の言に倣い、コンヴェンションが自然的事実（我々および環境の）に基づく有様を仔細に検討するのがよい。本小論では、このことを、ウィトゲンシュタインの後期哲学の最良の継承者といえる S. カベルによる *The Claim of Reason* の「自然とコンヴェンション」に関する考察を参照し、行ってみたい[2]。

1　Rhees 1970, p. 54
2　特に断らないかぎりは、ページ数はこの本のものであり、強調は原書のものである。

2.

2. 1.

我々は、数を数えること、絵画を見ること、野球をすることなど、様々な慣行（コンヴェンション）を持っているが、コンヴェンションを持つとはいかなることだろうか？　「コンヴェンション」という語は慣行、慣習という意味を持つわけだが、それが有無を言わさぬ専制でしかないときは、単なる慣わしでしかない。また、ある事柄に関する約束事や取り決めがより専制的にならないためには、皆で集まって（convene）その事柄について十分に討議した上で決定したほうがよい。カベルは彼の論考を「コンヴェンション」という語のこのような意味合いを十全に生かしつつ進めている。

カベルは「コンヴェンションの奴隷」(p. 120)について語るが、それは通常の意味でコンヴェンションに盲従することではない。「ゲームの通暁者、そのプロジェクトに対する完全な奴隷のみが、よりよくその本質に仕えるコンヴェンションを樹立する立場に立つ」。（p. 121）当面する実践に深く通じていればこそ、その改良ということも可能なのである。彼はこのことを考察するにあたり、法律、宗教、哲学、芸術、科学といった様々な実践に言及している。以下では、「コンヴェンションの奴隷」と「コンヴェンションの改良」という観念を中心に、野球を例にとり考察してみたい。いかにも恣意的に見えるこの言語ゲームでさえ、我々および周囲の「自然」に基づいていることが理解されるであろう。

2. 2.

コンヴェンションは本質上恣意的なものに留まらざるを得ないのに、なぜ良し悪しがいえるのだろうか？　それは何に照らして測られるのか？　野球における特定のコンヴェンション、「一打席は 3 つのストライクでアウトという形で終了し、4 つのボールで出塁という形で終了する」に即して考えてみよう。まず、「4 つのボール」を「20 のボール」に変更したらどうだろうか？　これは一打席が間延びしてしまう恐れがあるという点で改悪である。「ボール」の意味はほとんどなくなり、「そんなに外れた球ばかり投げていてはみんなが退屈してしまう」程度のものになるであろう。だが、それだけであって、この変更は瑣末事に留まるのではないか。（ピッチャーも皆をうんざりさせたくはないだろうし、疲労したくもない）だが、「ボール」の数を「2 つ」としたらどうだろうか？　これは、「ボール」を 2 つ出しただけで「フォアボール」、つまり、各打席が出塁

という形で終了するということを意味する。すると、各打席は簡単に「フォアボール」（いまや「ツーボール」と呼ぶべきだが）で終了し、試合は「フォアボール」で溢れ返ってしまうだろう。この変更は致命的な改悪である。ある程度野球を知っている人であれば、「そんなことはとても考えられない！」と反応するであろう。このように言うとき、我々はこのコンヴェンションの意味を深く深く理解している、すなわち、「コンヴェンションの奴隷」になっている。

冒頭部で引用した「画法との比較を勧める所見」で、ウィトゲンシュタインは概念を画法と比較するよう促した。ここで、さらに概念表現をコンヴェンションと比較すれば、コンヴェンションの奴隷であることは、画法の奴隷のようなものである。では、野球というコンヴェンションの奴隷はどのような画法の奴隷といえるだろうか？　また、同所見ではこうも言われていた：「そこでは単にきれいと醜いだけが問題になっているのか」。では、野球の場合、2 つの「ボール」をとんでもない改悪として退けるとき、関心はどの点にあるのか？　我々がこの画法の奴隷となるとき、どのような見方に縛り付けられるのだろうか？

理解を媒介する挿し絵（Bild）として、次のような創作を考えよう。ひと昔前、日本が「野球一辺倒」だった頃、こんな社会学的研究がなされる。：野球はサッカーのようなダイナミックさに欠け、退屈にさえ見えるのに、なぜ日本人に受けるのか？　———それは、実は、彼ら（日本人）はピッチャーとバッターとの対決に、武士同士の一騎打ちを見るのである。彼ら日本人には、武士同士が名乗りを上げ名誉を賭けて勝負するという美意識の名残りがあるのである。

この挿し絵は、（本当かどうか知らないが）我々がいかに野球をピッチャーとバッターの対決を中心に見ているか、を浮き彫りにするのに役立つ。このように野球を捉えつつ我々は、両者の間でなされる駆け引きや精神力などにまで踏み込んで試合を注視する。それが野球の面白味なのであって、これを中心に野球は組み立てられるべきである。それにもかかわらず、上のように規則が変更され、「ボール」2 つだけで各打席が出塁という形で終了することになってしまったとしたら、我々はピッチャーとバッターの対決———ただでさえ短く、短いがゆえに凝縮された対決———をほとんど見ることができなくなってしまう。野球は台無しになる。それだからこそ、このような変更に対して我々は、「そんなことを言い出す輩は野球というものがまるでわかっていない」と言うのである。我々からすれば、それは当然の事柄としてナンセンスである。

いまや我々は「画法との比較を勧める所見」における問い———「いったい我々の画法も恣意的なのか。我々は好みに応じてその一つを選べるのか。（たと

えば、エジプト人の画法を。)」———に答えることができる。: 我々が野球における諸々のコンヴェンションを受け入れていることは、任意の取り決めを採用したこととはまったく異なる。我々は、野球に対して、ピッチャーとバッターの対決に魅き付けられるという形で関心を持つのであり、それが我々にとっては「自然」なことなのである。このようなかたちでコンヴェンションの奴隷となることは、我々の「自然」に根ざしている。

だが何かおかしくはないだろうか？　確かにピッチャーとキャッチャーとの距離やグランドの大きさなどのコンヴェンションは、我々や重力などに関する自然的事実に基づいていよう。だが、いまの考察や先ほどの「挿し絵」が関係しているのは、自然誌的な顧慮というより、社会学的・歴史的な顧慮ではないのか。こうしたことまで「自然の事実」に含めるのは無理があるのではないか？ いったい、ここで言われている「自然」とは何をいうのか？　カベルは、ウィトゲンシュタインの与える数列習得の挿し絵———そこでは、「クワス風」の反応をする者は狂人として排除される———のうちで示されている見方を、「言語、従って、文化の伝達の単純な、あるいは、誇張された見方、そのうちで正常(normal)の観念———それに規準の強さは基づいているわけだが———が自然の観念であると見なされるような見方」(p. 122) と形容する。「正常」と「自然」とが同一視されている、と抗議しているのである。(多分) しかし、こと野球に関しては、「2 ボール」という変更を当然のナンセンスとして退けたことは、我々の自然に基づいた、どう考えても適切な判断だったのではないか？

だが果たしてそうだろうか？　逆にそれどころか、たった 1 つだけでもボール (つまり、ストライクゾーンに入らないこと) を許すなんて甘すぎる、ボール 1 つでも出してしまったら即「フォアボール」にすべきだ、と異を唱える人を考えられないだろうか？　現行の野球の意味を知っている人、つまり、このコンヴェンションの奴隷である人からすれば、この発言は意味不明なナンセンスに拍車をかけているだけだろう。だが、ある民族———この民族では弓道が大変な人気である———の人にとっては、この発言は共感を持って迎えられるかもしれない。というのも、この人たちにとっては、ピッチャーが全精神力を以って許容された範囲めがけて会心の一投を行う、というアスペクトのみ際立ち、それに心を奪われるのであるから。そのような人たちは、きっと、ピッチャーを中心にこのゲームを見る。ちょうど我々が、弓道で一人の人が精神を統一し、ゆっくりと弓を引いて的を射るのを見るように。(したがって、このような人たちにとっては、ピッチャーとバッターの一騎打ちという契機は、サッカ

一の PK 戦が持っている程度の重要度しか持たないかもしれない。あるいは、バッターはピッチャーが弛んでいないかどうかを判定する役割を担うかもしれない。）

もちろん、現行の野球という実践すべてを、弓道との比較によって得られたアスペクトのもとで眺めることができる、と言いたいわけではない。このアスペクトを持つ人々は、現行の野球において体現されているプロジェクトとは、異なったプロジェクトに仕えているのだ。したがって、このプロジェクトを体現するコンヴェンション、すなわち、実践を工夫し、形成することはむしろ必要なことであり、その場合は、その光のもとで、事の良し悪しがいえるであろう。以上から、先ほど「画法との比較を勧める所見」により示唆された問い、すなわち、「関心はどの点にあるのか？」に関して、これら 2 つのプロジェクトに仕える者はどのように異なったことに関心を持つかを我々は想像できる。「[諸概念は]我々の関心の表現であり、我々の関心を支配する[3]」。現在の我々の関心は、さまざまな紆余曲折の末に獲得された「自然」である。ちょうど、数字の列を教えられた子どもが、折にふれて何の意味もなく「1, 2, 3,…」と唱えるという、以前はしなかった新しい振舞いをひとりでにしているように[4]。

3.

これまでの考察から我々はカベルによる次の一節が理解できる地点にいる。

> 私が当然の事柄と見なしていること(*What* I take as a matter of course)は、それ自体で、当然の事柄であるわけではない。それは歴史的な事柄であり、現存する人間の関心に辿り着き、そして、その関心から発するものに関する事柄なのである。私は、私に関心を抱かせるものを決めることができないのと同じだけ、私が当然の事柄として見なすものを決めることはできない。
>
> (pp. 122-3)

最後に、この一節を「1.」の第 2 段落で述べた本小論の課題と「画法との比

[3] Wittgenstein 1958, §570

[4] 「自然」という観念を「正常」という観念との関係において考察することは、本稿で扱った節(pp. 111-25)の中心テーマのひとつである。（予め自分で決定した）紙面の関係上、盛り込むことができなかった。

較を勧める所見」に関係付けてみよう。

コンヴェンションを受け入れること・コンヴェンションを持つことは正誤の問題ではないが、だからといって、「恣意的な」ことでもないし、「我々は好みに応じてその一つを選」んだわけでもない。そもそも、我々は我々に「関心を抱かせるものを決めることができない」。「コンヴェンションの奴隷」という観念は、コンヴェンションが、我々が「当然の事柄と見なしていること」といかに根深く関わっているかを示しているが、同時にそれは、コンヴェンションの非恣意性が我々の関心の非恣意性に由来していること、を教えているのである。このこと———あるいは、（いままで描いてきたように）このことにまつわること———が、コンヴェンションが自然的事実に基づくということの一つの意味、あるいは、カベルにより引き出された含意といえるかもしれない[5]。

論じ残したことが大変多い。今後の楽しみと慰め、ひとまず筆を置きたい。

参考文献

Cavell.S, 1979. *The Claim of Reason*, Oxford.

Rhees.R, 1996. 'The Philosophy of Wittgenstein', in *Discussions of Wittgenstein*, Thoemmes Press.

Wittgenstein. L., 1958. *Philosophische Untersuchungen*, G. E. M. Anscombe (trans.), Blackwell.（藤本隆志訳,『ウィトゲンシュタイン全集 8 哲学探究』, 大修館, 1984 年.）[6]

（いりえ　としお／千葉大学大学院社会文化科学研究科　博士後期課程）

[5] この段落の「コンヴェンション」を「概念」で置き換えれば、もともとの課題に密着した解明が得られる。ただし、最後の 2 つの「コンヴェンション」は「概念形成」で置き換えたほうがよい。

[6] 本論では第 2 版を用いているが、参照箇所に関して、2009 年に出版された新版（Hacker, Schulte 編）との編集上の変更は些細なものに留まっており、論点には影響しない。